

市町村特別給付の概要について

	ミドルステイサービス	緊急ショートステイサービス	緊急一時保護サービス	災害時ショートステイサービス
対象者	居宅要介護被保険者（要介護者）	居宅要介護被保険者（要介護者）	居宅要介護被保険者等（要介護者・要支援者）	居宅要介護被保険者（要介護者）
利用要件	<p>次の理由により一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた方</p> <p>(1) 主たる介護者が入院したこと</p> <p>(2) 社会生活上、介護を継続することを一時的に中断することがやむを得ないと認められる場合として以下に掲げるもの</p> <p>① 主たる介護者が負傷または病気にかかったこと</p> <p>② 主たる介護者がその家族を看護していること</p> <p>③ 主たる介護者が出産または家族の出産を介助すること</p> <p>④ 主たる介護者が冠婚葬祭に出席すること</p> <p>⑤ 主たる介護者が震災、風水害、火災等の災害を受けたこと</p> <p>⑥ 主たる介護者が失踪したこと</p> <p>⑦ 介護を目的として当該居宅要介護被保険者の居宅を、増改築、修繕、模様替えを行うこと</p>	<p>1. 次の理由により介護保険施設に入所する緊急の必要性があると市長が認める方</p> <p>(1) 主たる介護者が死亡したこと</p> <p>(2) その他居宅要介護被保険者の心身の状況または身の回りの環境が変化したこと</p> <p>例) 対象者や介護者の心身状況の急激な悪化等</p>	<p>養護者による高齢者虐待を受けている方で指定短期入所生活介護事業所等に一時的に避難する緊急の必要性があると市長が認める方</p>	<p>震災、風水害、火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活を営むことに支障が生じた方</p>
サービス内容	一時的にサービス提供事業所に入所し当該事業所において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受ける。	施設サービスを受けることができるようになるまでの間、サービス提供事業所に入所し当該事業所において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受ける。	一時的にサービス提供事業所に入所し当該事業所において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受ける。	一時的にサービス提供事業所に入所し、当該事業所において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受ける。
サービス提供事業所	<p>指定短期入所生活介護事業所のうち「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定短期入所生活介護事業所で、申請に基づき市長が指定した事業所</p> <p>－ 市内15ヶ所</p>	<p>指定短期入所生活介護事業所のうち「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定短期入所生活介護事業所で、申請に基づき市長が指定した事業所</p> <p>－ 市内86ヶ所</p>	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所のうち「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定短期入所生活介護事業所で、申請に基づき市長が指定した事業所</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定介護予防短期入所生活介護事業所で、申請に基づき市長が指定した事業所</p> <p>－ 市内86ヶ所</p>	<p>指定短期入所生活介護事業所のうち「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定短期入所生活介護事業所で、申請に基づき市長が指定した事業所</p> <p>－ 市内86ヶ所</p>

	ミドルステイサービス	緊急ショートステイサービス	緊急一時保護サービス	災害時ショートステイサービス
市町村特別給付を支給する期間	<p>(1) 主たる介護者が入院した場合 当該理由に基づき初めてミドルステイサービスを受けた日（その日が居宅介護サービス費の対象となる場合は、区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービス費の支給対象とならなかった日）から、次に掲げる日のうち、いずれか早い日までの期間のうち居宅介護サービス費の支給対象となる期間を除く期間</p> <p>① 主たる介護者が退院した日 ② 当該理由により初めてミドルステイサービスを受けた日から起算して3ヶ月を経過する日</p> <p>(2) 社会生活上、介護を継続することを一時的に中断することが、やむを得ないと認められる場合 当該理由により初めてミドルステイサービスを受けた日（その日が居宅介護サービス費の対象となる場合は、区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービス費の支給対象とならなかった日）から起算して7日間のうち居宅介護サービス費の支給対象となる期間を除く期間</p>	<p>1. 緊急に介護保険施設に入所する必要性が生じた日として市長が認定した日（その日が居宅介護サービス費の対象となる場合は、区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービス費の支給対象とならなかった日）から介護保険施設に入所した日の前日までの期間のうち、居宅介護サービス費の支給対象となる期間を除く期間</p>	<p>当該理由に基づき初めて緊急一時保護サービスを受けた日（その日が居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の対象となる場合は、区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の支給対象とならなかった日）から起算して7日間のうち居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の支給対象となる期間を除く期間。</p>	<p>震災、風水害、火災等の災害等を受けた日（その日が居宅介護サービス費の対象となる場合は、区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービス費の支給対象とならなかった日）から起算して7日間のうち居宅介護サービス費の支給対象となる期間を除く期間</p>
給付額	短期入所生活介護費の100分の90（一定以上所得者は100分の80または100分の70）に相当する額と特定入所者介護サービス費に相当する額			
利用者負担	<p>短期入所生活介護費の1割（一定以上所得者は2割または3割）、食費、滞在費、日常生活費の全額</p> <p>※特定入所者に該当する者は、短期入所生活介護の1割（一定以上所得者は2割または3割）、食費・滞在費の負担限度額、日常生活費の全額</p> <p>※生活保護受給者の1割負担分については、介護扶助により対応</p>			
利用者負担減免等の適用について	<p>(1) 災害や事業の休廃止による収入激減等の特別事情がある場合の減免 → 適用あり (特別事情)</p> <p>①要介護被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい被害を受けたこと ②要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと ③要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと ④要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと (減免割合) 費用の負担が困難な程度に応じて0円、3%、5%に軽減（2割負担者は0円、6%、10%、3割負担者は0円、9%、15%に軽減）</p>			

	ミドルステイサービス	緊急ショートステイサービス	緊急一時保護サービス	災害時ショートステイサービス
利用者負担減免等の適用について	(2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する減免 → 適用なし (3) 高額介護サービス費の支給 → 適用なし（法定給付にかかる利用料に上乗せして算定しない） (4) 給付制限等 → 適用あり			
請求手続きの流れ	居宅サービス区分の支給限度基準額を超えた利用日数にかかる分について、3月から起算した各四半期ごとの最終月の翌月末までに介護保険課へ直接請求			